

第52回定時株主総会招集ご通知に際しての 法令及び定款に基づくインターネット開示事項

①事業報告

1. 会社の現況に関する事項
 - (1) 事業の経過及びその成果
 - (2) 部門別売上高
 - (5) 対処すべき課題
 - (6) 財産及び損益の状況の推移
 - (8) 主要な事業内容
 - (9) 営業所
 - (10) 従業員の状況
 - (11) 主要な借入先
2. 会社の株式に関する事項
4. 会計監査人の状況
5. 業務の適正を確保するための体制
6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
7. 会社の支配に関する基本方針

②貸借対照表

③損益計算書

④株主資本等変動計算書

⑤個別注記表

⑥会計監査人の監査報告書

⑦監査等委員会の監査報告書

株式会社HAP i N S

本内容は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.hapins.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善により、緩やかな回復基調で推移していたものの、消費増税に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大による世界経済の減速を背景とした景況感の悪化が続き、国内景気は東京オリンピック延期も含め先行き不透明な状態が続いております。

小売業界におきましては、企業間の業態を越えた販売競争の激化に加え、慢性的な労働力不足や新型コロナウイルスによる影響等、依然として厳しい環境で推移いたしました。また、暖冬の影響を大きく受けることとなりました。

このような経営環境のなかで当社は、『価値の追求』『選択と集中』をキーワードに構造改革を推進してまいりました。お客様にわかりやすい価値を追求し、わかりやすく伝えていくために商品価値向上と価値訴求の強化を行ってまいりました。また、前期より推進しております取扱い商品数の絞り込みによる戦略商品の販売促進の集中を継続して行うことで、PB商品の売上構成比が増加し原価率の改善を図ることで利益を確保してまいりましたが、暖冬によりメイン商材である冬物が伸び悩み、さらに新型コロナウイルス感染拡大による外出自粛により売上高は減少となりました。

利益面では、構造改革推進が奏功し、粗利益率が前年に比べ3.0%の改善となったものの、売上高減少に伴う粗利益の減少を補えず、営業利益は前年と比べ大きく下回りました。

当期の出退店の状況は、短期契約である僱事店舗も含めて「HAPiNS」ブランドで直営店6店舗、FC店1店舗出店いたしました。また、「HAPiNS」ブランドで直営店14店舗、FC店3店舗閉店いたしました。「PASSPORT」ブランドで直営店4店舗、FC店が2店舗閉店いたしました。さらに、直営店2店舗の改装を実施しております。その結果、当期末の店舗数（短期契約を含む）は、直営店が151店舗、FC店舗が10店舗の計161店舗となっております。

これらの結果、当期の売上高は8,324百万円と前年同期と比べ1,381百万円（14.2%）の減収、営業利益は12百万円と前年同期と比べ120百万円（90.6%）の減益、経常損失は25百万円と前年同期と比べ90百万円（前年同期は経常利益64百万円）の減益、当期純損失は341百万円と前年同期と比べ284百万円の減益となりました。

なお、期末配当につきましては、業績、財政状態と今後の経営環境を総合的に勘案し、無配とさせていただくことについて、株主の皆様には誠に申し訳なく、心より深くお詫び申し上げます。

(2) 部門別売上高

部 門	期 別		当 期 (第52期)		前 期 (第51期)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
リ ビ ン グ グ ッ ズ	324	3.9	472	4.9	472	4.9
ダ イ ニ ン グ グ ッ ズ	784	9.4	1,050	10.8	1,050	10.8
ラ イ フ フ ァ プ リ ッ ク ス	4,598	55.2	5,622	57.9	5,622	57.9
バ ラ エ テ ィ グ ッ ズ	2,474	29.7	2,301	23.7	2,301	23.7
直 営 店 小 売 計	8,181	98.3	9,446	97.3	9,446	97.3
フ ラ ン チ ャ イ ズ 等 卸 売 他	142	1.7	259	2.7	259	2.7
合 計	8,324	100.0	9,706	100.0	9,706	100.0

(注) 各部門に含まれる主な品種は以下のようになっております。

- ①リビンググッズ……………テーブル、座イス、フレーム、時計、収納、スツール等
- ②ダイニンググッズ……………マグカップ、ボトル、カトラリー、和洋食器、はし、弁当箱、エプロン等
- ③ライフファブリックス……………マット、クッション、カバーリング、パジャマ、ルームウェア
タオル、寝具類等
- ④バラエティグッズ……………ぬいぐるみ、ステーションナリー、携帯アクセサリ等
- ⑤フランチャイズ等卸売他…フランチャイズ店等へ商品及び用度品の卸売りとロイヤリティ等

(5) 対処すべき課題

「HAP i NS (ハピNZ)」ブランドのイメージを構築し、オリジナルの新商品や新しい品揃えで他の雑貨専門店との差別化を行い、既存店舗の事業再構築に取り組んでまいります。また、『価値の追求』『選択と集中』をキーワードに構造改革を推進することで収益性の向上を図ります。今後の成長性を確保するために、以下の内容を対処すべき課題としてとらえ、その対応に取り組んでまいります。

①構造改革の実現

・『価値の追求へ』

お客様にわかりやすい価値を追求し、わかりやすく伝えていくために商品価値向上と価値訴求の強化をしてまいります。

・『選択と集中』

取扱商品数を絞り込み、戦略商品の販売促進の集中を行うことで競合店との差別化及び原価率の改善を図ってまいります。

②非対面ビジネスの最大化

近年の天候不順や環境変化等に左右されにくいマーケットとして、ECの強化、最大化に注力してまいります。また、同様に海外の販路拡大のため、越境ECを推進してまいります。

③販売費及び一般管理費の削減

コスト構造の改善として、販売費及び一般管理費の見直しを行い、利益体質の強化に努めてまいります。

i. 物流関連コストの削減

店舗配送や倉庫内作業費等物流関連コストの削減に取り組んでまいります。

ii. 店舗家賃の削減

新規出店店舗及び既存店の条件交渉を実施することで店舗家賃の削減に取り組んでまいります。

iii. 人件費の削減

組織や人員配置の適正な見直しを実施することで人件費の削減に取り組んでまいります。

(継続企業の前提に関する重要事象等を改善・解消するための対応策)

当社は、前期においては、営業利益及び経常利益を計上しておりますが、当期純損失を計上しており、当期においても経常損失及び当期純損失を計上したことから、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当該状況を改善・解消すべく、2018年8月1日に商号を「株式会社H A P i N S」に変更し、メインブランドである「HAPiNS」の業態を主軸に、新規出店及び既存店の内装・外観の見直しといったブラッシュアップ、自社オリジナル商品の強化によるブランド力向上に取り組んでおります。

商品におきましては、商品構成の見直し、取扱い商品数の絞り込みによる戦略商品の販売を強化することで粗利益率のさらなる改善に取り組んでおります。また、取扱い商品数が絞りこまれることで、商品補充や在庫管理等、店舗オペレーションの効率化を進めております。

しかしながら、2020年2月より顕著となった新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、その収束時期や収束後の消費活動の見通し等が不透明であります。当社はこの状況下において、実店舗でのお客様と従業員の安全対策を講じるとともに、非対面ビジネスであるオンラインショップへの注力を行い、売上の最大化と収益改善に努めてまいります。

資金面に関しましては、運転資金の調達など取引金融機関からの継続的な支援協力を得ております。また、2020年4月7日に発令された政府の緊急事態宣言及びそれに伴う一部地方自治体の要請等による店舗の休業や営業時間の短縮などで大幅な減収となる可能性があることを想定し、取引金融機関と当座貸越契約等の締結や長期借入金等による調達をしており、加えて納税猶予制度、社会保険料等の納付猶予制度の活用、その他の費用削減等の施策を行うなど、今後とも資金調達や資金繰りの安定化に努めてまいります。

上記施策や5月25日の緊急事態宣言解除後の売上高の回復状況を踏まえ、慎重に検討を行った結果、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を解消できると考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

株主の皆様には、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 49 期 (2017年3月期)	第 50 期 (2018年3月期)	第 51 期 (2019年3月期)	第52期(当期) (2020年3月期)
売 上 高 (百万円)	10,215	8,778	9,706	8,324
経 常 利 益 また は 経 常 損 失 (△) (百万円)	△622	127	64	△25
当 期 純 利 益 また は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△849	29	△57	△341
1株当たり当期純利益または 1株当たり当期純損失(△) (円)	△66.89	1.99	△3.89	△23.14
総 資 産 (百万円)	4,531	5,382	5,905	4,621
純 資 産 (百万円)	763	785	728	385

- (注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第49期につきましては、事業年度の変更に伴い、2016年3月1日から2017年3月31日までの13か月間となっております。

(8) 主要な事業内容

当社は、駅ビル・ショッピングセンターを中心としたテナント出店及び路面店を展開し、インテリア雑貨（テーブル、座イス、フレーム、時計、収納、スツール等）、生活雑貨（マグカップ、ボトル、和洋食器、弁当箱、エプロン、マット、カバーリング、パジャマ、ルームウェア、タオル等）を中心に各種雑貨商品を直営店舗で販売する小売専門店及び当社とフランチャイズ契約を締結した加盟店に、同商品を卸売りするフランチャイズ事業を営んでおります。

(9) 営 業 所

① 本 店 東京都品川区西五反田7丁目22番17号

② 営業店 直 営 店 151店舗
 フランチャイズ店 10店舗
 合 計 161店舗

地 区 別	店 舗 数	直 営 店	フランチャイズ店
北海道・東北	8	北 海 道 (1) 青 森 県 (1) 宮 城 県 (3) 福 島 県 (3)	
関 東	65	栃 木 県 (3) 群 馬 県 (3) 茨 城 県 (5) 埼 玉 県 (8) 千 葉 県 (9) 東 京 都 (21) 神 奈 川 県 (13)	群 馬 県 (1) 茨 城 県 (1) 埼 玉 県 (1)
中 部 ・ 東 海	26	新 潟 県 (2) 富 山 県 (1) 長 野 県 (2) 山 梨 県 (1) 岐 阜 県 (2) 静 岡 県 (7) 愛 知 県 (2) 三 重 県 (3) 石 川 県 (3)	愛 知 県 (3)
近 畿	22	滋 賀 県 (3) 京 都 府 (2) 大 阪 府 (9) 兵 庫 県 (7) 奈 良 県 (1)	

地区別	店舗数	直 営 店	フランチャイズ店
中国・四国	18	岡山県(3) 広島県(6) 山口県(1) 徳島県(2) 香川県(4) 愛媛県(1) 高知県(1)	
九州	22	福岡県(8) 長崎県(3) 佐賀県(1) 大分県(1) 熊本県(3) 宮崎県(2)	大分県(4)
合計	161	151	10

(注) 上記店舗数には短期契約である催事店舗を含んでおります。

(10) 従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子	16名	9(減)名	43.6歳	13.2年
女子	121	3(減)	39.6	14.9
合計または平均	137	12(減)	40.1	14.7

(注) 1. 上記従業員数には社外から当社への出向者4名が含まれております。

2. 上記従業員数には臨時従業員(アルバイト・パートタイマー)を含んでおりません。

なお、臨時従業員は500名(月165時間換算)であります。

(11) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	780
株式会社横浜銀行	624
株式会社商工組合中央金庫	199
株式会社百十四銀行	230

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 19,420,000株
 (2) 発行済株式の総数 15,000,000株
 (3) 株 主 数 5,681名
 (4) 大 株 主

株 主 名	株 式 数	持 株 比 率
	千株	%
RIZAP グループ株式会社	10,403	70.38
株式会社パスポートライフ	1,000	6.77
株式会社みずほ銀行	60	0.41
水 野 由 美 子	53	0.36
大 竹 秀 達	53	0.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	40	0.27
竹 内 謙 一	40	0.27
広 瀬 薫	34	0.24
水 野 周 子	32	0.22
株式会社ダイゴ・クリエイト	31	0.21

(注) 持株比率は自己株式(219,026株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東邦監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額は以下のとおりです。

	支 払 額
1. 当期に係る会計監査人としての報酬等の額	20百万円
2. 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20百万円

(注)1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、必要に応じて、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人の適確性、専門性、当社からの独立性、その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は取締役会において、業務の適正を確保するための体制を整備するため、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。なお、当社は2017年6月22日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから、内部統制システム構築の基本方針を改定しております。改定後の決議内容の概要は以下のとおりであります。

(2) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、経営理念に基づき「コンプライアンス基本方針」を制定し、法令・定款・社内規程を遵守することを徹底する。
- 2) 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努めることにより、その実効性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」及び「秘密情報管理規程」に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- 2) 取締役及び監査等委員である取締役は、必要ある場合はこの規程に基づき、文書等を閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスクマネジメントの確立に向けて、当社をとりまくリスクを想定し、リスクの予防及び危機発生時の迅速、的確な対応ができる組織、体制、規程等を整備する。
- 2) 新たに生じたリスクもしくは重大なリスクが予見された場合は、取締役会において速やかに担当取締役を選任し、対応責任者として必要な対策を講じる。
- 3) 組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応については、管理部を主管部門とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 取締役会は経営方針を機軸に年度計画及び中期経営計画を策定し、各業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な目標及び予算の設定を行なう。
また、目標が当初計画どおりに進捗しているか月次・四半期の業績管理を行なう。
- 2) 取締役会規程により定められている事項及び付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守する。
- 3) 取締役会機能をより強化し、経営効率を向上させるため、取締役（監査等委員である取締役を除く）・常勤の監査等委員である取締役・その他検討事項に応じて責任者等が出席する経営会議を毎週1回開催することにより、業務執行に関する基本事項及び重要事項を多面的に検討し、慎重な意思決定を行なう。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 使用人が法令・定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範となる「コンプライアンス基本方針」を制定し、コンプライアンスの強化のための指針とする。
- 2) 内部監査室はコンプライアンスの状況を定期的に監査し、経営会議、取締役会（監査等委員である取締役含む。）に報告する。
- 3) 使用人が法令・定款等に違反する行為を発見し、それを告発しても、不利益な扱いを受けない内部通報制度を構築する。

⑥ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- 1) 監査等委員である取締役は、内部監査室に監査業務に必要な事項を命令することができることとする。
- 2) 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議のうえ指名することができる。
- 3) 指名された使用人への指揮権は監査等委員である取締役に移譲されたものとし、他の取締役の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制

- 1) 代表取締役、担当取締役は、取締役会、経営会議等の会議において、担当業務の執行状況を随時報告する。
- 2) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の業務に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合は、監査等委員である取締役に對し速やかに報告する。

また、内部監査の実施状況、内部通報による通報状況についても適宜報告する。

⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- 1) 監査等委員である取締役全員によって構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役及び監査等委員会は代表取締役との間で定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行なう。
- 2) 監査等委員である取締役は、内部監査室による内部監査の実施計画について事前に説明を受け、調査等を求めることができる。監査等委員である取締役は必要に応じ内部監査室と連携・情報交換して職務に当たると共に、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報交換を行ない、効率的な監査を実施する。
- 3) 監査等委員である取締役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議等に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。

⑨ 反社会的勢力の排除に向けた体制

1) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の防止に努めることを基本方針とする。

2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

i) 社内規則の整備状況

反社会的勢力との対応を「コンプライアンス基本方針」に基づく「行動基準」に定める。

ii) 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

管理部を反社会的勢力対応の総括部署として、事案により関係する部署が窓口となり対応するものとする。

iii) 外部の専門機関との連携状況

定期的な警察署への訪問・連絡等を行ない、緊急時における警察への通報、弁護士等への相談を必要に応じて実施するなど、外部の専門機関と連携を図ることで反社会的勢力対応を行なう。更に、「特殊暴力防止対策連合会」等に加盟し、不当要求等への対応方法や反社会的勢力に関する情報収集を行ない、万々に備えた体制強化を図る。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、会計監査人を設置し、「財務報告の基本方針」に基づき金融商品取引法等に従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その整備・運用状況の有効性を定期的・継続的に評価し、必要な是正を行なう。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しており、その基本方針に基づいた運用状況の概況は、以下のとおりであります。

(1) 主な会議の開催状況として、取締役会は17回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査等委員会は13回、経営会議は51回開催いたしました。上記のほかに、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

(2) 監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画等に基づき、常勤の監査等委員は重要な会議に出席するほか、内部監査部門を通じて各部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督しております。

さらに、監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針・監査計画並びに日程等について意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施上の問題点などについても情報交換を行い、会計監査人と相互連携を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額及び数量については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率及び1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失は、小数点第2位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,143,267	流動負債	2,749,690
現金及び預金	452,652	支払手形	75,520
売掛金	342,414	電子記録債務	405,604
商着商品	1,268,376	買掛金	141,096
未着商品	14,744	1年内償還予定の社債	30,000
貯蔵品	15,335	短期借入金	1,255,832
前払費用	38,713	1年内返済予定の長期借入金	346,040
未収入金	7,645	リース債務	70,533
その他	3,386	未払金	70,002
固定資産	2,478,197	1年内支払予定の長期未払金	28,951
有形固定資産	1,196,240	未払費用	202,080
建物	849,691	未払法人税等	30,444
工具、器具及び備品	330,995	未払消費税等	56,494
土地	15,554	預り金	8,164
無形固定資産	55,720	賞与引当金	17,636
ソフトウェア	46,104	資産除去債務	8,989
電話加入権	9,616	その他	2,300
投資その他の資産	1,226,236	固定負債	1,485,955
投資有価証券	988	社債	60,000
出資	100	長期借入金	662,380
長期前払費用	131	リース債務	169,729
敷金及び保証金	1,225,016	長期未払金	60,712
		繰延税金負債	40,274
		退職給付引当金	231,899
		資産除去債務	252,458
		長期預り保証金	8,500
		負債合計	4,235,646
		(純資産の部)	
		株主資本	385,721
		資本金	100,000
		資本剰余金	716,354
		資本準備金	716,354
		利益剰余金	△370,051
		その他利益剰余金	△370,051
		繰越利益剰余金	△370,051
		自己株式	△60,580
		評価・換算差額等	97
		その他有価証券評価差額金	97
		純資産合計	385,819
資産合計	4,621,465	負債及び純資産合計	4,621,465

損 益 計 算 書

(自 2019年 4月 1日)
(至 2020年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,324,337
売 上 原 価		3,634,395
売 上 総 利 益		4,689,941
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,677,461
営 業 利 益		12,480
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7	
受 取 配 当 金	61	
破 損 商 品 等 弁 償 金	382	
保 険 配 当 金	73	
雑 収 入	4,553	5,078
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	35,609	
社 債 利 息	458	
支 払 手 数 料	3,619	
為 替 差 損	3,530	
雑 損 失	68	43,286
経 常 損 失		25,727
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	233	
店 舗 閉 鎖 損 失	25,558	
減 損 損 失	276,004	301,796
税 引 前 当 期 純 損 失		327,524
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	30,000	
法 人 税 等 調 整 額	△15,565	14,434
当 期 純 損 失		341,958

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	716,354	716,354
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失			-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-
当 期 末 残 高	100,000	716,354	716,354

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 残 高	△28,093	△28,093	△60,580	727,680
当 期 変 動 額				
当 期 純 損 失	△341,958	△341,958		△341,958
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		-		-
当 期 変 動 額 合 計	△341,958	△341,958	-	△341,958
当 期 末 残 高	△370,051	△370,051	△60,580	385,721

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	346	346	728,027
当 期 変 動 額			
当 期 純 損 失		-	△341,958
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△249	△249	△249
当 期 変 動 額 合 計	△249	△249	△342,207
当 期 末 残 高	97	97	385,819

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産

商 品……………総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

未 着 商 品……………個別法による原価法

貯 蔵 品……………最終仕入原価法による原価法

(2) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物……………10年～27年

工具、器具及び備品……………5年～8年

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(2) 無形固定資産

(イ) リース資産以外の無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(ロ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額から特定退職金共済制度からの支給見込額を控除した額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4. その他計算書類作成の基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費……………支出時に全額費用として処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 追加情報

(遵守事項)

当社は、短期借入金のうち、動産担保融資契約に基づく660,000千円には遵守事項があり、その内容は次のとおりであります。

(1)各事業年度末時点での貸借対照表における純資産額を2009年2月期決算期末時点の金額の75%以上(761,568千円以上)に維持すること。

(2)各事業年度末時点での貸借対照表における棚卸資産の回転月数を2.0ヶ月以下に維持すること。

(3)各事業年度末時点での経常利益について、2期連続でマイナスとしないこと。

当期末においては、これらの遵守事項の一部に抵触いたしますが、取引銀行からは上記状況を認識いただいた上で、既存借入金の融資継続に応じていただいております。

(財務制限条項)

当社は、長期借入金のうち、シンジケートローン(コミットメント期間付チームローン)契約(期末残高484,500千円)には財務制限条項が付されております。その内容は次のとおりであります。

(1)2019年3月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を2018年3月決算期末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額の75%以上に維持すること。

(2)2019年3月期決算以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における単体の損益計算書に示される経常利益が2期連続して損失とにならないようにすること。

当期末においては、これらの財務制限条項の一部に抵触いたしますが、取引銀行からは上記状況を認識いただいた上で、既存借入金の融資継続に応じていただいております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する可能性を考慮しつつ、少なくとも2020年夏頃までは売上高の減少などの影響は継続し、その後年度末にかけて緩やかに回復していくものと想定して、2020年5月25日の緊急事態宣言解除後の売上高の回復状況も踏まえながら、会計上の見積りを慎重に行い、減損損失の計上等の会計処理に反映しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、店舗の来店客数の減少や店舗の休業・営業時間の短縮等が発生したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多いことから、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保提供資産及び担保付債務

(1)担保資産の内容及びその金額

建	物	24,993千円
土	地	15,554千円
敷金及び保証	金	122,894千円
商	品	1,181,472千円
合	計	1,344,914千円

(2)担保に係る債務の金額

1年内返済予定の長期借入金	267,157千円	
短期借入金	855,832千円	
長期借入金	481,260千円	
合	計	1,604,249千円

担保に供している資産のうち、建物、土地には銀行取引に係る根抵当権が、敷金及び保証金には銀行取引に係る根質権が設定されております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,037,586千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権

売掛金 1,297千円

金銭債務

買掛金 5,004千円

未払金 2,175千円

(損益計算書に関する注記)

1. 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売上原価 11,017千円
2. 関係会社との取引高
売上高 32,720千円
販売費及び一般管理費 38,580千円
3. 減損損失

当期において、当社は以下のグループについて、減損損失を計上いたしました。

場 所	用 途	種 類	減損損失 (千円)
3店舗 (北海道・宮城県・福島県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	25,877
19店舗 (栃木県・茨城県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	105,103
7店舗 (石川県・静岡県・愛知県・三重県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	27,260
8店舗 (滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	53,675
8店舗 (岡山県・広島県・香川県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	42,760
4店舗 (福岡県・熊本県・宮崎県・鹿児島県)	店舗設備	建物並びに工具、器具及び備品	21,326
計			276,004

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位である店舗を基本単位としております。

店舗については、営業活動による収益が継続して損失となる店舗を減損損失として特別損失に計上いたしました。

なお、店舗に係る回収可能価額は使用価値により算定しており、上記の店舗について将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため、回収可能価額は零として評価しております。

その内訳は次のとおりであります。

建 物	264,162千円
工具、器具及び備品	11,842千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	当 株 期 式 首 数	当 増 加 株 式 数	当 減 少 株 式 数	当 株 期 式 末 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	15,000,000	—	—	15,000,000	
自己株式					
普通株式	219,026	—	—	219,026	

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	6,100千円
退職給付引当金	80,237千円
減損損失	81,156千円
商品評価損	3,810千円
資産除去債務	90,460千円
繰越欠損金	676,227千円
その他	2,162千円
繰延税金資産小計	940,155千円
評価性引当額	△940,155千円
繰延税金資産合計	—千円

繰延税金負債

資産除去債務に対する除去費用	△40,223千円
その他有価証券評価差額金	△51千円
繰延税金負債合計	△40,274千円
繰延税金資産の純額	△40,274千円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、長期資金として銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金調達しております。また、設備資金としてリース及び割賦による資金調達を行っております。なお、当社はデリバティブ取引については、投機的な取引は行ないません。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務や短期借入金は、流動性リスクに晒されていますが、適時に資金収支の見込みを作成して管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	452,652	452,652	—
(2) 売掛金	342,414	342,414	—
(3) 未収入金	7,645	7,645	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	988	988	—
(5) 敷金及び保証金	1,225,016	1,227,330	2,313
資産計	2,028,717	2,031,031	2,313
(1) 支払手形	75,520	75,520	—
(2) 電子記録債務	405,604	405,604	—
(3) 買掛金	141,096	141,096	—
(4) 短期借入金	1,255,832	1,255,832	—
(5) 未払金	70,002	70,002	—
(6) 未払法人税等	30,444	30,444	—
(7) 未払消費税等	56,494	56,494	—
(8) 社債(*1)	90,000	90,962	962
(9) 長期借入金(*2)	1,008,420	1,008,978	558
(10) リース債務(*3)	240,263	240,526	263
(11) 長期未払金(*4)	89,664	89,766	101
負債計	3,463,342	3,465,227	1,885

(*1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(*3) 1年以内のリース債務を含めております。

(*4) 1年内支払予定の長期未払金を含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価については、貨幣の時間価値を反映した無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

負債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を、新規調達を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(9) 長期借入金

長期借入金の時価については、長期借入金のうち変動金利によるものは、短期間内で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(10) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規にリース取引を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(11) 長期未払金

長期未払金の時価については、元利金の合計額を、新規に割賦契約を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	RIZAP グループ株式会社	東京都 新宿区	19,200,445	持株会社	(被所有) 直接70.39	役員 の兼任	商品の販売	610	売掛金	3
							当社銀行借入に対する債務保証 (注)1	1,279,920	—	—
							当社リース債務に対する債務保証 (注)1	205,102	—	—
							当社割賦債務に対する債務保証 (注)1	89,664	—	—

(注) 1. 当社は、金融機関からの一部の借入及び一部のリース契約、割賦契約に対し、親会社のRIZAPグループ株式会社より債務保証を受けております。なお、債務保証の取引金額は、期末借入金残高、期末リース債務残高及び期末割賦債務残高を記載しております。また、当該債務保証につきましては、保証料の支払を行っておりません。

2. 上記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 取引条件及び取引条件の決定方針等

商品の販売等については、価格その他の取引条件は、市場実勢価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 26円10銭

2. 1株当たり当期純損失 23円14銭

算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純損失 341,958千円

普通株主に帰属しない金額 一千円

普通株式に係る当期純損失 341,958千円

普通株式の期中平均株式数 14,780,974株

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象に関する注記)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発令等による影響)

2020年4月7日に発令された新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府の緊急事態宣言及びそれに伴う一部地方自治体の要請等に基づき、一部店舗において営業の休止等を実施した時期がありました。

なお、当該措置が翌事業年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に及ぼす影響について、現時点で合理的に算定することは困難であります。

(多額な資金の借入)

当社は、当座貸越契約を下記のとおり締結し、借入を実行することいたしました。

当座貸越契約の内容

資金使途	運転資金	運転資金
借入先	株式会社みずほ銀行	株式会社横浜銀行
借入極度額	300,000千円	250,000千円
契約期間	2020年5月29日から 2020年11月30日まで	2020年6月12日から 2020年11月30日まで
借入金額	300,000千円	250,000千円
借入実行日	2020年6月3日	2020年6月12日
金利	短期プライムレート	基準金利-0.37500%
担保提供資産又は保証等	有	有

独立監査人の監査報告書

2020年6月11日

株式会社 H A P i N S

取締役会 御中

東邦監査法人

東京都千代田区

指定社員 公認会計士 矢崎英城 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 木全計介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社H A P i N Sの2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その結果方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会の決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からの職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月11日

株式会社 H A P i N S 監査等委員会

常勤監査等委員 田 中 弘 之 ㊞
監 査 等 委 員 小 島 茂 ㊞
監 査 等 委 員 松 川 誠 志 ㊞

(注) 監査等委員田中弘之及び小島茂は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上